

第7回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和元年7月31日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 4番 中田 辰美 委員 5番 森田 正春 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和元年第7回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は11番黒木民徳委員より欠席届が出されております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和元年第7回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。4番中田辰美委員、5番森田正春委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。令和元年7月31日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3ページが対象農用地の位置図であります。受付番号60番から63番までの4件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号60番と61番について、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の75歳の方です。

受付番号60番。譲渡人が、美郷町西郷田代の80歳の方です。申請地は、西郷田代字長野原、畑2筆、789㎡になります。

受付番号61番。譲渡人が、美郷町西郷田代の71歳の方です。申請地は、西郷田代字山ノ竹原、畑1筆、4,473㎡になります。

申請理由は、売買による所有権移転、利用計画は、60番が栗、61番がシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ16,533㎡。家畜はありません。家族総数1名の労力1名となっております。5ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6番、林田です。譲受人は美郷町町議であります。体力的にも問題は無く、精力的にやっております。譲渡人に関してはどちらもご主人が亡くなっており、一人で手が回らない状況です。60番の申請地については、栗が植わっていますが収穫もしていない、手入れも行き届いていない状況です。61番の申請地については、草が生い茂って手が入れられない状況で心配しておりましたが、譲受人との話がつきまして、今回の申請となりました。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号60番と61番について質疑のある方は挙手をお願いします。

中田委員

はい。

議長

どうぞ。

中田委員

4番、中田です。本人同士の話し合いの上ででしょうか、61番の案件の対価が極端に低いようですが、何の問題も無いのでしょうか。

議長

単価についての質問ですが、説明のできる方。

林田委員

はい。

議長

どうぞ。

林田委員

先程の説明が不足しておりましたので付け加えておきますが、この申請地については、以前に団地でタバコを耕作しておりましたが、水はけが悪くどの作物も育たないという畑のようです。譲受人は重機をいれて、畦を堀上げてからシキミを植栽するということです。面積が大きいので私も確認したのですが、先程のような畑の現状もあり、また本人同士納得の上でのことですので問題は無いと思います。

事務局員

よろしいですか。

議長

どうぞ。

事務局員

事務局から補足説明をいたします。私も申請を受け付けたときに、単価の確認もしましたが、現地は山土を入れているため作物が育たない土地で、譲渡人も何も作ってなくて草が生い茂っている状態でした。譲受人は荒地を承知で購入し、重機を使ってやってみようということでした。すぐ横にシキミが植わっている畑がありますので、同じようにシキミをやってみようということで購入するということでした。この金額が高いか安いかなの問題はありますが、売りたい人とやってみようかという人の合意の金額だと思います。以上です。

中田委員

もう1ついいですか。

議長

どうぞ。

中田委員

4番中田です。61番の申請地は1枚の畑ですか。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

1枚です。山からの土を入れて平坦な土地になっています。

中田委員

わかりました。

藤田

議長。

議長

どうぞ。

藤田

61番の申請地は基盤整備されているのでしょうか。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

はい、ここは基盤整備されております。相当昔、九州電力が河川用の水路を掘った時の土を入れて平坦にして農地にしたそうです。土が悪かったのか水が沸くのが悪かったのか、栗とか植えても場所によっては何も出来ないようです。作っている方は土を入れ替えたりして一生懸命やっているのですが、なかなか作物が育たない、農地として利用が難しい土地のようです。以上です。

議長

ここで暫時休憩といたします。

<休憩>

それでは休憩を解いて本会議に戻します。
他に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 60 番と 61 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 62 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 62 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 69 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 88 歳の方です。申請地は、西郷田代字舟戸、田 2 筆、850 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 12,176 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中野委員

2 番、中野です。譲渡人は高齢のため施設に入所しております。奥さんもしばらく一人暮らしをしておりましたが、最近老人ホームに入所しました。譲受人は親戚であり今まで小作しておりましたが、そのような譲渡人の現状により売買の話がまとまったようです。譲受人は茶も手広くやっており、地区の模範になる経営者であり、問題はありません。よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 62 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 62 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 63 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 63 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 70 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 77 歳の方です。申請地は、南郷神門字弓場ノ原、田 1 筆、1,526 m²になります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は水稻となります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 28,508 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

8 番、田野です。譲渡人は現在一人暮らしで、農業をしたことが無いそうです。譲受人は 70 歳ですがまだまだ元気がよく、精力的に農業に従事しております。今年稲の苗が余ったので、どこかに土地が無いか探していたので紹介したところ、話がまとまったようです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 63 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 63 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 18 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

10 ページをお開きください。議案第 18 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和元年 7 月 31 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。11 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 64 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 64 番です。申請人が、美郷町北郷入下の 33 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字岩下、地目は田、279 m²になります。申請の理由は、現在の家屋が危険箇所指定されたため、隣接地に新たに住宅を建築するためとなっております。転用後の用途は宅地。転用の時期は、令和元年 9 月から令和 2 年 1 月を予定しております。13 ページが地籍集成図、14 ～ 17 ページまでが設計図、18 ページが現況写真となっております。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。申請地は、4 月の総会で父親から贈与された土地になります。家の裏手が山になっていて危険箇所指定されたため、今の家を取り壊して新たに建築するということでもあります。申請人は、現在入下に住んでいますが、家が出来たら親と同居するものと思われれます。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 64 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

山口委員

いいですか。

議長

どうぞ。

山口委員

9 番、山口です。地目は田となっておりますが、写真を見ると埋め上げしているようにも見えるのですが。

事務局員

申請地は畑として利用しており、現在も野菜が植わっております。これから造成の予定です。

議長

ここで暫時休憩といたします。

<休憩>

それでは休憩を解いて本会議に戻します。

他に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決の移ります。受付番号 64 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 8 号、農地用地変更届についてを上程いたします。事務局の報告説明をお願いします。

局長

19 ページをお開きください。報告第 8 号、農地用途変更届について。農地の用途変更届の提出があったので報告する。令和元年 7 月 31 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

20 ページをお開きください。農地用途変更届について説明いたします。届出人は、美郷町北郷宇納間の方です。土地の所在は、北郷宇納間字重野々、田 1 筆、226 m²になります。変更後の用途は、農業用施設用地。着工予定が令和元年 9 月 20 日から令和元年 10 月 20 日の完了予定となっております。隣接地所有者の同意もあります。添付書類として、位置図、配置図、平面図を付けております。確認をお願いします。以上です。

議長

報告の説明が終わりました。

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和元年第 7 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 中田 辰美

美郷町農業委員会 委員 森田 正春